

議案第 19 号

市川市霊園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 9 月 6 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市霊園の設置及び管理に関する条例（平成 15 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表に次のように加える。

第 5 種	芝生墓地	1.5 平方メートル
-------	------	------------

第 16 条の次に次の 1 条を加える。

（一般墓地の使用に関する意思の確認）

第 16 条の 2 市長は、一般墓地の適正な管理を行うため、使用者に対し、使用許可をした日からおおむね 10 年を経過するごとに、期限を定めて、一般墓地の返還、使用者の地位の承継その他の一般墓地の使用に関する意思の確認をするものとする。

2 使用者は、前項の確認を求められたときは、これを拒み、又は虚偽の回答をしてはならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第4条の表の改正規定は平成26年3月1日から、第16条の次に1条を加える改正規定及び次項の規定は同年4月1日から、附則第3項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成26年4月1日前に第16条の次に1条を加える改正規定による改正前の第5条第1項の規定による一般墓地の使用に係る許可を受けている者に係る当該改正規定による改正後の第16条の2の規定の適用については、同条第1項中「使用許可をした日からおおむね10年を経過するごとに」とあるのは、「市長が別に定めるところにより」と読み替えるものとする。

(準備行為)

- 3 第4条の表の改正規定による改正後の第4条の表に規定する第5種芝生墓地の使用に係る許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、平成26年3月1日前においても、当該改正規定による改正後の第7条から第9条までの規定の例により行うことができる。

理 由

市民の多様な墓地需要を踏まえ小区画の芝生墓地を設置することに伴い新たに一般墓地の種別を定めるとともに、一般墓地のより適正な管理を行うためその使用に関する意思の確認について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。